

令和7年1月23日

公募型プロポーザル質問回答書

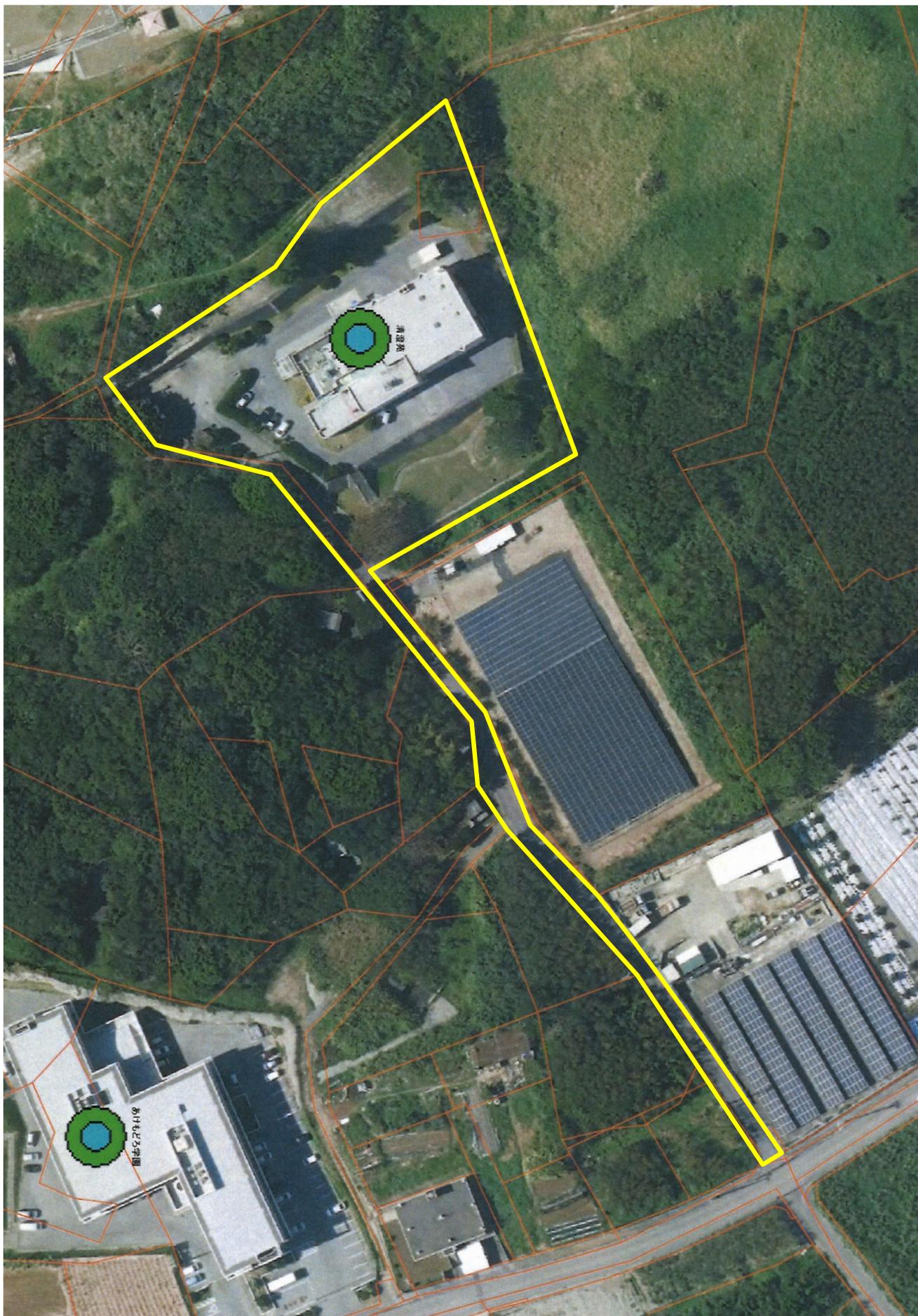
業務名:し尿処理施設清澄苑維持管理業務

番号	質問内容	回答
1	<p>【プロポーザル実施要領】6 選定方法及び選定結果通知について</p> <p>ヒヤリングの開催場所をご教示ください。</p> <p>また、実施する会場の下見や、発表に伴う機材の接続確認の時間を設けていただけますでしょうか。</p>	<p>開催場所は、「美らグリーン南城」（最終処分場）水処理棟会議室を予定しております。時間等合わせて別にて案内いたします。</p> <p>会場の現地確認については、事前にご連絡いただければ調整のうえ、対応いたします。</p>
2	<p>【プロポーザル実施要領】8 その他について</p> <p>「本案件に係る情報公開請求があった場合には、南部広域行政組合情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。」と記載ございますが、提案書には技術に関わる事項が多数ございます。公開する際は開示する内容について協議させていただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>南部広域行政組合情報公開条例及び関係法令に基づき公開します。</p> <p>ただし、本プロポーザルにおける提案書に技術に関わる事項がある場合には協議します。</p>
3	<p>【プロポーザル実施要領】8 その他について</p> <p>「一定の適格性を満たす参加者がいないときは、受注候補者を選出しない場合があります。」と記載ございますが、「一定の適格性」の基準をご教示ください。</p>	<p>ヒヤリング審査における配点が最低評価基準点数に満たない場合や本公募型プロポーザル期間中において、参加表明者の不適格な事案が発生した場合等、公募型プロポーザル選定委員会にて決定する。</p>
4	<p>【仕様書】第14条 受注者の創意工夫について</p> <p>創意工夫により効率化を図った提案ならびに受託期間中における改変（貴組合と協議の上、了承されたもの）が可能であ</p>	<p>本業務は、仕様発注であるとの認識です。</p>

	ることから、本業務は性能発注であるとの認識でよろしいでしょうか。	
5	<p>【仕様書】第20条 小修理について</p> <p>小修理の判断基準として、高所作業や特殊工具を扱うものは除くという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、小修理か否かの判断に受託者として疑義が生じる場合は、協議させていただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>高所作業については、墜落防止対策を講じたうえで発注者が判断し業務指示します。特殊工具を扱う作業については、特殊工具備え付けの有無及び従業者の技能等を発注者が判断し業務指示します。</p> <p>小修理か否かの判断は、従業者の技能等を発注者が判断し業務指示します。</p>
6	<p>基準となる公共労務単価を用いて、提案上限額を積算されていると考察いたします。</p> <p>基準となる単価が上昇した際は、上昇に合わせて契約変更協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の申し出に応じて、契約価格について協議いたします。</p>
7	<p>【特記仕様書】6 水質基準値について</p> <p>水質基準値の遵守は、本施設の処理能力(34 kl/日)以上の搬入を行った場合、この限りではないという認識でしょうか？</p>	<p>搬入時期によっては、34kl/日以上のお搬入もあるため、受入槽を活用し、水処理を34kl/日で行うこととなりますので水質基準値を善管注意のもと、遵守です。</p>
8	<p>【特記仕様書】7, 8 悪臭基準値、騒音基準値について</p> <p>悪臭、騒音の基準値をご教示ください。</p>	<p>【悪臭】敷地境界線上における規制基準の許容限度「15」</p> <p>【騒音】敷地境界線上において午前6時から午後8時まで「60ホン以下」、午前8時から午後7時まで「65ホン以下」、午後7時から午後9時まで「60ホン以下」、午後9時から翌日の午前6時まで「55ホン以下」</p>

9	<p>【特記仕様書】 1 1 運転日について</p> <p>「② 台風発生時の暴風雨警報が発令した場合（公共交通機関停止）は運転停止とする。ただし、運転開始の判断基準は、別に定める」と記載がございますが、判断基準の詳細をご教示ください。</p>	<p>基準として暴風雨警報が解除され公共交通機関が15時までに開始された場合は、施設の被害状況等を踏まえ、安全が確保されれば運転開始となります。</p>
10	<p>【特記仕様書】 1 2 搬入日及び搬入受付時間について</p> <p>「② 搬入受付：8時30分から12時00分、13時00分から17時00分までとする。」と記載がございますが、「南部広域行政組合一般廃棄物の設置及び管理運営に関する条例施行規則」では搬入受付時間が16時30分までとなっております。16時30分を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>13時00分～17時00分 誤 13時00分～16時30分 正 へ訂正いたします。</p>
11	<p>【特記仕様書】 別紙 2 委託業者範囲について</p> <p>「⑪ し渣、夾雑物搬出に関する業務」は運搬を含まないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>運搬まで含む場合、車両は発注者から貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>運搬を含みます。</p> <p>運搬車両については、必要であれば貸与します。</p>
12	<p>【特記仕様書】 別紙 2 委託業務の範囲について</p> <p>「⑰ 施設内外の除草、清掃等環境整備に関する業務」における施設外として対象とする具体的な範囲をご教示ください。</p>	<p>別添資料 1 に示す黄線内が対象とする範囲です。</p>

13	本契約における契約書(案)(約款を含む)のご提示をお願いいたします。	契約書(案)(約款を含む)資料を添付します。 別添資料2			
14	本施設のネット環境について、詳細をご教示ください。	N T T 西日本の設備部門で検討中と伺っています。			
15	本施設における直近3年間の搬入量の実績及び施設稼働率をご教示ください。		R3	R4	R5
		搬入量(t)	10,750	10,902	10,800
		稼働率(%)	91	92	91
16	本公募において、遵守する地元要件(地域協定等)はございますか。	【特記仕様書】「14. 従業者の優先採用」です。			



委 託 業 務 契 約 書 (案)

- 1 件 名 し尿処理施設 清澄苑 維持管理業務
- 2 履行期間 着手 令和 7年 4月 1日
完了 令和 10年 3月 31日 (3年間)
- 3 契約金額 ¥ 〇〇〇〇—
(内取引に係る消費税の額 ¥〇〇〇〇)
- 令和7年度契約額 ¥〇〇〇〇—(消費税含む)
令和8年度契約額 ¥〇〇〇〇—(消費税含む)
令和9年度契約額 ¥〇〇〇〇—(消費税含む)
- 4 契約保証金 免除
(南部広域行政組合契約規則第 35 条第 1 項第 8 号に該当するため)
- 5 特記事項
(1) 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に定める債務負担行為に基づく契約である。
(2) 本契約に基づく契約金額の支払いについては、別表に定める各月の支払金額を第 15 条の規定に基づき請求、支払いを行うものとする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者

住 所
名 称
氏 名

受注者

住 所
名 称
氏 名

契 約 約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様及び図面等（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(業務責任)

- 第5条 受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第7条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査結果について異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、第1項の検査に合格をしたときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

第9条 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じて、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に

応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの場合は閏年の日を含む機関についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第 8 条第 1 項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、受注者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
（契約内容の変更等）

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者が協議して定める。
（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第 13 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金）

第 14 条 前 12 条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者はその差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。

（1）即納保証金が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上であるとき。

（2）検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。

3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、第 15 条の規定により契約代金を請求したとき又は第 17 条若しくは第 18 条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき 30 日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。
（契約代金の支払い）

第 15 条 受注者は、第 7 条又は第 8 条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月 1 回翌月初日以降に発注者に対して請求することができる。

2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金を合算して請求するものとする。

3 発注者は、受注者から第 1 項による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、代金を支払わなければならない。

- 4 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの場合は閏年の日を含む機関についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- （1）受注者が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき発注者が認めるとき。
 - （2）受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - （3）受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
 - （4）受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - （5）前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - （6）第18条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された時は、契約保証金は、発注者に帰属する。
- 3 受注者は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
- （2）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- （3）受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第12条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第12条の規定により、発注者が契約内容を変更する場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除に伴う措置）

第19条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は棄損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した負担をしなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条又は16条の2の規定によるときは発注者が定め、第17条又は前条の規定によるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第20条 受注者は、第16条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を

支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合。
- (2) 第16条の2第1項第4号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権を相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(個人情報保護)

第22条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第23条 発注者は、受注者又は受注者の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すること認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、発注者又は発注者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
- (7) 反社会的勢力の一員であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (8) 下請け契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、受注者に損害が生じ

ても発注者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は発注者、受注者が協議して定める。

第 24 条 受注者は、受注者又は受注者の下請負者（下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）が反社会的勢力による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者を断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者にこれを報告し、発注者の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

2 受注者が正当な理由なく前項に違反した場合、発注者は何らの催告を要せずに、個別契約を解除することができる。

第 25 条 受注者又は受注者の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
（秘密の保持）

第 26 条 受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了したとき（第 23 条から第 24 条までの規定により、発注者又は受注者がこの契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。
（疑義の決定等）

第 27 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び古拙の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第 9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第 10 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 受注者は、その責めに帰すべき理由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

別表【契約金額支払内訳（5年間）】

回	支払対象月	支払金額(税込)	うち消費税等	回	支払対象月	支払金額(税込)	うち消費税等
1	令和7年4月			20	令和8年11月		
2	令和7年5月			21	令和8年12月		
3	令和7年6月			22	令和9年1月		
4	令和7年7月			23	令和9年2月		
5	令和7年8月			24	令和9年3月		
6	令和7年9月			小計			
7	令和7年10月			25	令和9年4月		
8	令和7年11月			26	令和9年5月		
9	令和7年12月			27	令和9年6月		
10	令和8年1月			28	令和9年7月		
11	令和8年2月			29	令和9年8月		
12	令和8年3月			30	令和9年9月		
小計				31	令和9年10月		
13	令和8年4月			32	令和9年11月		
14	令和8年5月			33	令和9年12月		
15	令和8年6月			34	令和10年1月		
16	令和8年7月			35	令和10年2月		
17	令和8年8月			36	令和10年3月		
18	令和8年9月			小計			
19	令和8年10月			合計			